

# 令和3年度事業計画

自 令和3年7月 1日

至 令和4年6月30日

## 1. 基本方針

昨年度は、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、これまで経験したことのない、先の見通しがきかない不透明な社会情勢となりました。本年度も、おそらく短期的な回復は見込めない情勢の中での活動を強いられることとなると思われます。そういった試練のなかでも、益々社会から必要とされ、選択される公益法人であり続けるため、より一層の努力と研鑽を重ね続ける必要があります。

土地家屋調査士法第一条が改正され「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と使命の明確化がなされました。当協会も、土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、今後引き続き官公署等の実施する事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続の円滑な実施に寄与するという役割を果たしていかなければなりません。

あらためて協会の設立目的・趣旨を鑑みて、社会の変化に対応しながら、社会的使命及び責任の重さを十分に自覚し、公益目的事業を実施することが、社会貢献に繋がることを念頭に活動を行ってまいります。

1. 業務受託・管理体制のさらなる充実及び検討
2. 地図整備事業等大規模事業への取り組み
3. 官公署への相談業務・啓発・広報活動の充実
4. 研修体制の拡充